ネットワーク運用規定

－伊勢崎市立名和小学校－

第１条　【本規定のねらい】
この要綱は、名和小学校におけるインターネットでの情報発信に関し、児童の人権を保護する観点から、必要な事項を定めるものである。

第２条【インターネット利用の基本】
名和小学校においてインターネットを利用するにあたっては、その教育的効果に十分配慮し、「伊勢崎市情報公開条例」、「伊勢崎市個人情報保護条例」及び「伊勢崎市立小、中、養護学校等におけるインターネット利用ガイドライン」に準じて行うとする。

第３条【インターネットの主な利用形態】
インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

（１）　情報の発信
各教科・道徳・特別活動・学校行事での学習事項の成果やまとめ等を、本 Web ページで発信する。

（２）　情報の受信
本ホームページに対する意見等を広く一般から受信する。

（３）　情報検索および収集
各サイト及び電子メールを使用して学習に関する情報を検索・収集し、また、関連する質問を送り回答を得る。

（４）　教材作成
各サイト及び電子メールを使用して授業で活用できる各種データを収集・加工して教材づくりに活用する。ただし、使用するすべてのデータについては、著作権に十分配慮し、データの引用先等を明記する。

（５）　国内及び国際交流
各サイト及び電子メールを使用して、学校と交流のある国内外の学校や海外の都市・学校等との通信を行う。

第４条【個人情報発信とその範囲】
本 Web ページ上に児童の作品や写真を掲載、もしくは、電子メールを利用する場合には、本人及び保護者の同意を前提としながら、教師の指導のもとに発信するものとする。また、発信する個人情報の範囲は次に定めるものとする。

（１）　児童の意見・考え・主張については、教育上の効果が認められる場合においてのみ発信することができる。

（２）　児童の氏名は原則として発信しない。教育上必要な場合は、姓またはイニシャルにとどめる。

（３）　児童の写真を掲載する場合は、集合写真等、顔がはっきり識別できない写真を使用するなど個人が特定できないように配慮する。

（４）　住所・電話番号・生年月日・趣味・特技その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、学年・趣味・特技等の自己紹介程度を発信することができる。

（５）　本 Web ページ上の情報は、すべて名和小学校がその著作権を有する。

第５条【教師による指導の徹底】
インターネットを児童が利用する場合には、「伊勢崎市情報公開条例」、「伊勢崎市個人情報保護条例」及び「伊勢崎市立小、中、養護学校等におけるインターネット利用ガイドライン」に準じ、十分なモラルの指導と、個人情報保護に留意するものとする。

第６条【取り扱い責任者】
学校長は、インターネットの利用の適正を図るために、インターネット取り扱い責任者を置き、インターネット推進委員会を組織するものとする。

第７条【本 Web ページの営利目的使用の禁止】
本 Web ページはいかなる場合においても、営利目的に運用してはならない。

第８条【規定の明記】
本規定を本 Web ページ上で必ず明記するものとする。